

令和7年第10回教育委員会定例会日程

日 時 令和7年10月28日（火）午後1時30分
場 所 北栄町役場 第1委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

議案第53号 北栄町竹歳敏夫奨学育英基金教育振興事業交付金交付規則の制定
について

議案第54号 町指定有形文化財の指定について

議案第55号 町指定文化財の貸出について（所在の変更）

議案第56号 北栄町北条歴史民俗資料館の臨時開館について

5 協議事項

・北栄町教育振興計画について 資料1・別冊

6 報 告

・令和6年度こども園・小・中学校諸表簿の点検結果について 資料2

・校区外・区域外就学決定の状況について 資料3

・町長と中学生との町行政に関する意見交換会

大栄中（3年生）：11/21（金）9時45分～10時35分、10時45分～11時35分

※社会科の授業で実施し、地方財政などを学習した上でクラスごとを行う。

北条中（1年生）：12/10（水）13時40分～14時30分

7 そ の 他

・第11回定例会 11月25日（火）13時30分から

・第2回総合教育会議 11月25日（火）15時から（定例会終了後）

8 閉 会

10月 行政報告

=教育長=

◎業務内容

- 9月27日 北条みどりこども園・由良こども園運動会
9月28日 町制施行20周年式典
9月29日 東伯郡小学校陸上大会
9月30日 教育委員会視察（廿日市市）
10月 1日 // (高梁市)
10月 2日 老人クラブ運動会 共同学校事務室運営協議会 教育連絡会
10月 3日 CCC来庁対応
10月 4日 大誠こども園・北条こども園運動会
10月 5日 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム in 鳥取
10月 6日 大栄中学校計画訪問 ほくほクラブ防災センター視察
10月 7日 大栄小学校計画訪問 交流給食会（20周年特別献立）
10月 9日 北条中学校計画訪問
10月10日 行政報告会
10月13日 西高尾自治会運動会（町長代理）
10月14日 大栄校区同日公開参観日（2校2園訪問） 分かりやすい人権の話他
10月15日 交通安全啓発 通学路協議会 国坂神社例大祭
10月16日 中電ネットワークアドバイザーミーティング
中部中学校駅伝（女子 大栄2位 北条7位 男子 大栄7位 北条9位）
人権を学ぶ会参加（土下）
10月17日 第3回町就学支援連絡会
10月19日 高木ビル協定締結式 ほくラボ最終発表
10月20日 中学校少人数学級の在り方WG（県庁）
10月21日 斎尾家国指定記者公開
10月22日 北条小学校学習発表会 ほくほクラブあずま園訪問
10月23日 臨時議会（初議会）
10月25日 ほくほクラブ海岸清掃イベント 中央祭
東高尾・瀬戸の仏像巡りバスツアー
10月26日 みらい伝承特別悦展関連企画ワークショップ「勾玉」を作ろう
10月27日 大栄中学校学事訪問
10月28日 大誠こども園計画訪問 教育委員会定例会
(以下予定)
10月29日 北条こども園計画訪問 アクション講演会
10月30日 大栄中討論会
10月31日 由良こども園計画訪問

北栄町教育大綱の基本理念

「学びを通して 夢を実現する人づくり」

〔着眼点〕『まち総がかりの教育体制づくりをめざして』

観点I 地域とともにある教育（ひろがり）

観点II 幼小中一体的な教育環境づくり（つながり）

観点III 授業改善（たかまり）

【町教育委員会としての取り組みの重点】

○だれ一人取り残さない教育の基盤づくり（全）

・就学指導について

本年度から町の就学支援連絡会を開催しており、9月16日に第2回の連絡会を持ちました。特別支援を単なる個別対応に留めず、子どもの成長を促すものとしてとらえることが大切だと感じています。

これまでの支援を的確に評価し、引き継いだものとなっているか。進級・進路・将来を見通したものとなっているか。個人の経験や勘ののみに寄らず客観的で組織的な支援になっているか。など適宜チェックをしてください。

○コミュニティ・スクールとしての発展支援（I・II）

・目指す子ども像に立ち返る

引き続き、精力的に活動いただいている。小学校では補充的な学習支援に地域の力を借りようという動きもでています。

こうした一定の形ができてきた今だからこそ、「目指す子ども像」の共有という原点に立ち返ってあり方を点検する必要があると思います。

○授業および教育内容の連携づくり（II・III）

・学びの連続性・継続性

授業者個々の努力に加えて、組織内、組織間の学びの連携に視点を当てほしいと思います。そのためには、課題の整理→共有→引き継ぎが大切になると思います。

・授業力アップ

授業力っていつ、どんなときに身につくものでしょうか。良いモデルに出会ったとき？

「ガーン」と頭を殴られた（比喩です）とき？子どもからのフィードバック？授業研？・・・先生方に投げかけたら、どうお答えになるでしょうか。

○ほくえいの人づくりとしての生涯教育の推進（I・II）

・「9月28日北栄町制定20周年式典」

ボランティア中学生7名。

・中部地区高校同窓会連絡協議会からの提案

提案内容：（R8年度の）「中部ハイスクールフォーラム」（主催：鳥取県社会教育協議会、東伯郡社会教育協議会、中部地区各市町教育委員会）を中部地区3年生（または2年生）全員の取り組みとする。

→これについてはキャリア教育、探究学習の推進といった観点で町教委としても賛同する立場を取ります。中学校長会、各中学校への説明も予定されているようですので、前向きに検討してください。

また、本年度12月7日の「中部ハイスクールフォーラム」については、町教委で中学生の参加を募集し、バスで送迎するよう計画しています。呼びかけについてご協力ください。

・「ほくほクラブ」について
後期の計画を立て進めています。

=教育総務課=

1 北栄町通学路安全対策推進協議会について

10月15日、学校、PTA、警察、道路管理者（国県町）など関係機関の出席のもと、会議を開催しました。会議では、通学路の危険箇所で、8月に実施した合同現地点検をふまえての今年度に対応を行う内容の確認と、昨年度以前に取り上げられていた箇所の対応状況の確認などを行いました。（協議結果はP11～13のとおりです。）

2 9月の不登校、問題行動等の状況

（1）不登校（30日以上）（人）

学校	前月末	当月増	当月末（内今年度新規）							前年同月
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
北条小	4 (0)	0 (0)				3 (0)	1 (0)		4 (0)	5 (1)
大栄小	3 (0)	0 (0)			1 (0)		2 (0)		3 (0)	4 (2)
北条中	8 (3)	0 (1)	3 (3)	1 (0)	4 (0)				8 (3)	7 (1)
大栄中	9 (0)	0 (0)		5 (0)	4 (0)				9 (0)	9 (1)

・（ ）内は、今年度から不登校（30日以上）となった者

（2）問題行動・いじめ

学校	問題行動	いじめ認知件数
北条小		4年1、6年1、計2件。悪口や脅し。嫌なことや恥ずかしいことを強要。
大栄小		
北条中	1年生、対教師暴力（1人）、 器物破損（1人）	
大栄中		2年1、計1件。ネットでの誹謗中傷。

3 学校教職員の超過勤務状況について

各小中学校教職員の9月分超過勤務の状況については、別紙のとおりです。

=生涯学習課=

1 北栄みらい伝承館《企画展示》について

10月1日から11月16までの期間、北栄みらい伝承館で町制施行20周年を記念した企画展「北栄町の文化財」を開催しています。

町内に点在している文化財を一堂に集め、北栄町の歴史、文化を紹介しています。なお、期間中に開催した関連イベントは下記のとおりです。

- ・10/11 特別講演会「東高尾の仏像群について」 35人
- ・10/19 ワークショップ「お地蔵さんを彫ろう」 10人
- ・10/25 バスツアー「東高尾・瀬戸の仏像巡り」 ____人
- ・10/26 ワークショップ「勾玉をつくろう」 ____人

2 人権の花贈呈式について

10月6日に大栄小学校で、23日に北条小学校で人権の花贈呈式を開催し、人権擁護委員から児童たちへ人権の花が贈呈されました。この取り組みは、小学生が協力して花を育てるにより、情操を豊かにし、人を思いやる心や命の大切さを学ぶことを目的に実施しています。

3 体力測定について

10月7日、大栄体育館で高齢者向け（65以上）の体力測定をスポーツ推進委員と連携し、実施しました。この体力測定は、共通の項目3つ、成年（20～64歳）・高齢者（65歳以上）ごとの項目3つの計6項目で測定しました。参加者は37人でした。

また、10月21日には、B&G海洋センターで成年・高齢者の両方を対象とした体力測定も実施しました。参加者は____人でした。

4 第4回分かりやすいじんけんの話について

10月14日、大栄中学校で第4回分かりやすいじんけんの話「自分らしくって何？」を公開授業で行いました。9月の北条中学校での講演に引き続き講師にLGBT啓発講師の佐藤みどりさんをお迎えし、性的マイノリティの人権について学びました。参加者は中学2年生70人、高校生25人、保護者等43人でした。

5 差別事象に係る検討会について

9月19日に生涯学習課窓口で人権相談を受けました。差別事象が疑われる内容でしたので対応マニュアルに基づいて関係団体への報告や事実確認を進め、10月16日に検討会を開催しました。双方聞き取りの結果お互いの主張が平行線であり、事実の認定が出来ませんでしたので差別事象としては取り扱いませんが、相手先に不用意と思われる発言もあったことから、相手先への指導と、今後改めて人権意識・部落差別についての研修を進めていくこととします。

6 第2回あいさつ運動強調期間について

10月20日～24日にかけて、あいさつ運動推進強調期間として啓発活動に取り組みました。青少年育成北栄町民会議が呼びかけ、JRコナン駅前など4カ所を中心に各学校、こども園で関係者等が参加しました。併せて、あいさつ運動推進自治会、事業所にも呼びかけました。参加者は延____人でした。

7 斎尾家住宅の国の重要文化財指定について

10月24日、現在県指定保護文化財である国坂の斎尾家住宅について、国の重要文化財に指定される旨の答申が国の文化審議会から出されました。

今後、所有者の斎尾様に相談しながら、限定公開やパネル展の開催等広く町民に知つていただく取組を実施していきます。

8 ほくほくプラザについて

① 体験教室「お月見団子を作ろう！」

日 時 9月27日（土）13時30分～15時30分

内 容 白玉と豆腐でお団子作りをする。

参加者 19人

② 親子体験教室「リンゴの収穫をしよう！」

日 時 10月11日（土）13時30分～15時30分

内 容 阪本リンゴ園で収穫体験をする。

参加者 30人（幼6小11大13）

③ 創作教室「手作りプラネタリウムを作ろう！」

日 時 10月18日（土）13時～15時30分

参加者 15人

9 今後の予定について

(1)歴史ウォーク「土下古墳ウォーク」

日 時 11月8日（土）9時～12時

場 所 北条農村環境改善センター発

(2)町制施行20周年記念北栄町駅伝大会

日 時 11月9日（日）9時05分出発

場 所 北条支所前発～北栄町役場着

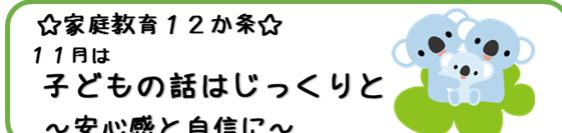
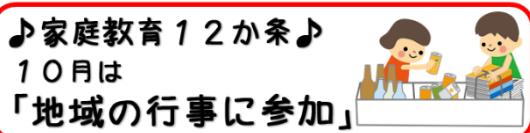
(3)第5回分かりやすいじんけんの話

日 時 11月21日（金）19時～20時30分

場 所 ほくほくプラザ、中央公民館（オンライン）

内 容 ひきこもりの状態にある人の人権

講 師 鳥取県立精神保健福祉センター所長 原田 豊さん



=図書館=

1 ブックリサイクル 2025（夢の図書館プロジェクト企画）について

期 間 10月4日（土）～10月19日（日）

概 要 一般から収集した本をリサイクルする。

提供本 531 冊

2 例月の講座・行事の実施状況について

事業名	期 日	場 所	参加人数
おはなし会	9/21	図書館館本館	11人
	9/28		2人
	10/5		3人
	10/8	子育て支援センター	26人
		あずま園	8人
	10/12	図書館館本館	5人
	10/16	由良こども園	2.4歳児
	10/19	図書館館本館	6人

3 図書館の貸出状況等について

【令和7年9月分】

		先月報告 ①	今月② (9/1~9/30)	今年度累計 ①+②	前年同期 累計
来館者数 (人)	図書館	34,555	5,488	40,043	35,040
	北条分室	5,188	960	6,148	5,972
貸出冊数 (冊)	図書館	25,478	4,851	30,329	31,548
	北条分室	8,852	1,733	10,585	10,516

4 今後の予定について

(1) 末原諭宜&フルートトリオふらっとによるフルートコンサート

日 時 12月7日（日）午後2時～3時

場 所 本館

概 要 国内外で幅広く公演経験を持ち、現在、岩美コンサートオフィス音楽院で講師を務める末原諭宜さんと、末原さんの指導を受けるフルートトリオふらっとによるフルートコンサート。※入場無料・申込不要

(2) 童話作家によるワークショップ&講演会

日 時 11月29日（土）

第1部 ワークショップ 10:30～11:30 (定員 親子10組)

第2部 講演会 13:30～14:30 (定員 70人程度)

場 所 北条支所

概 要 童話作家によるワークショップと講演会

出 演 村上しいこ氏

=中央公民館=

1 北栄文芸第80号（町制施行20周年記念）発行について

日 時 10月15日（水）

発行数 450部

2 ほくえい未来ラボ最終発表について

日 時 10月19日（日）13:30～

場 所 大栄農村環境改善センター

参加者 43人（うち研究員19人、一般17人、事務局等7人）

審査員 伊藤俊徳さん（Work Design Lab）、木村卓哉総支配人（みなとテラス）、森田浩司町長（奈良県三宅町）、岡本副町長

3 (株)高木ビルとの包括連携協定について

日 時 10月19日（日）13:00～

場 所 大栄農村環境改善センター

概 要 多方面で空間活用および人材育成のノウハウを持つ高木ビルと連携し、新しい公民館が「交流を育む未来につながるまちの拠点」となるよう、今年度のほくラボからいただいた様々なアイデアを具体化するため、また地域活性化と持続可能なまちづくりの実現に向け、協定を締結

4 第21回北栄町美術展（11/3～15）について

（1）審査会

日 時 10月17日（金）16時～、21日（火）9:30～

場 所 北条農村環境改善センター

参加者 11名

概 要 13部門中8部門について外部審査員11名が審査し、講評を作成。
残り5部門は実行委員が審査。

（2）第2回実行委員会について

日 時 10月23日（木）9:00～

場 所 北条農村環境改善センター

参加者 名

概 要 作品審査、仮展示

※出展数（R7年10月21日現在）

部門	出展数	部門	出展数	部門	出展数
日本画	6 (+1)	版画	8 (+1)	俳画	0 (-1)
洋画	15 (-3)	写真	18 (-1)	絵手紙	8 (±0)
デザイン	6 (±0)	工芸	21 (±0)	和紙あかり	6 (-6)
書道	33 (+5)	ちぎり絵	8 (+1)		
彫刻	0 (-1)	切り絵	8 (±0)	計	137 (-4)

5 例月の展示・講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	10/1~10	県中学校美術作品展	—	
	10/11~30	愛草会作品展	—	
シニアクラブ	10/1	野外研修	23人	
	10/9		22人	
	10/20	コース別学習	52人	8コース
公民館講座	10/3	脳トレ教室	22人	玉木純一さん
	10/24		人	
	10/6	スマホ相談会	8名	松田雅彦さん
民芸実習館活用講座	10/11	木版画教室	10人	わたり弘子さん
	10/26	水墨画教室	人	中川端月さん
おもしろまなびタイム	10/29	ニュースポーツであそぼう	人	玉木純一さん

6 今後の予定について

・第21回北栄町美術展について

日 時 11月3日（月・祝）～15日（土）9:00～17:00

11月3日（月・祝）9:30～ 表彰式

場 所 北条農村環境改善センター

概 要 町内在住、勤務者および町出身者による絵画、書道、写真など13部門の作品展

=中央公民館大栄分館=

1 特定非営利活動法人まちづくりネットの役員変更について

変更前 理事長 永田洋子

変更後 理事長 福田愛治

※変更年月日 令和7年10月1日

2 例月の講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	10/2 ～14	大栄小学校夏休み自由研究作品展	—	
	10/17 ～30	北栄絵手紙倶楽部作品展	—	
小筆教室	10/7	毛筆で小さい字を書く	40人	道祖尾良苑さん
	10/21		人	
ペン習字教室	10/14	ペン習字	18人	道祖尾良苑さん

切絵教室	10/10	切り絵	14人	寺地千代子さん
	10/24		人	長柄敏子さん
パソコンカフェ	10/27	初歩のパソコン・スマホ教室	人	福田愛治さん
子どもほくえい塾	10/4	囲碁教室	8人	日本棋院大栄支部
	10/18		人	
	10/4	ふるさと花植え隊	0人	
	10/11		0人	
	10/11	茶道教室(北条会場)	9人	北条茶道教室
	10/25		人	
	10/11	子ども料理教室(北条会場)	20人	食生活改善推進員
	10/11	子ども料理教室(大栄会場)	19人	
	10/18	フラワーアレンジメント	人	
	10/26	ハロウィンバーガー	人	
	10/11	茶道教室(大栄会場)	4人	吉田宗美さんほか

3 今後の予定について

・子どもほくえい塾

「囲碁教室」

日時 11月1日（土）、15日（土）13:30～

「茶道教室（北条会場）」

日時 11月8日（土）、22日（土）13:30～

「茶道教室（大栄会場）」

日時 11月22日（土）13:30～

「魚つり大会」

日時 11月15日（土）9:00～

「ステンドグラスアート」

日時 11月22日（土）10:00～

議案第53号

北栄町竹歳敏夫奨学育英基金教育振興事業交付金交付規則の
制定について

北栄町竹歳敏夫奨学育英基金教育振興事業交付金交付規則を制定したいので、
北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和7年10月28日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町竹歳敏夫奨学育英基金教育振興事業交付金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北栄町竹歳敏夫奨学育英基金教育振興事業交付金(以下「交付金」という。)について、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この交付金は、北栄町竹歳敏夫奨学育英基金条例(令和7年北栄町条例第22号)の規定に基づき、北栄町竹歳敏夫奨学育英基金を財源とした交付事業を行うことにより、有用な人材の育成、教育の水準の向上、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業の内容・交付対象者)

第3条 事業の内容、交付要件を満たす者(以下「交付対象者」という。)はそれぞれ別記1及び別記2に定めるとおりとする。

(交付金の申請)

第4条 交付対象者の保護者(以下、「申請者」という。)は、それぞれ別記1及び別記2に定めるところにより交付申請書を町長へ提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、次条に規定する審査会の意見を聴き、交付対象者を決定し、交付決定通知書を申請者へ通知する。また、あわせて交付の決定とならなかった者に対しても交付とならなかった旨を通知する。

(審査会)

第6条 町長は、交付対象者の公正な決定を行うため、審査会を設置し必要な事項につき意見を求めなければならない。

- 2 審査会は、副町長、福祉課長、教育長をもって組織する。
- 3 審査会の委員長は、副町長とし、審査会の議長となる。
- 4 前各項に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

(交付金の実績報告)

第7条 申請者は、それぞれ別記1及び別記2に定めるところにより事業完了後から30日以内、又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書を町長へ提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第8条 町長は、交付対象者および申請者がそれぞれ別記1及び別記2に定めるところに該当するときは交付の決定を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第9条 町長は、交付の決定を取り消した場合において、交付金が既に交付されているとき、又は申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 交付金を目的外に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請により交付金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記1

大学等入学準備費交付事業

第1 事業の内容

1 交付対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 北栄町出身の在学生にして、次年度に大学又は大学院に進学若しくは高等専門学校4年生に進学又は編入学する者。
- (2) 向学心旺盛にして、家庭の事情等の理由により勉学を継続することが困難な者。
- (3) 申請者が北栄町に住所を有すること。

2 交付金額

1人あたり12万円

第2 申請者の手続き

1 交付申請

別に定める日までに北栄町竹歳敏夫奨学育英基金大学等入学準備費交付金交付申請書(別紙様式第1号-1)を町長へ提出する。

2 実績報告

事業を完了したときは北栄町竹歳敏夫奨学育英基金大学等入学準備費交付金実績報告書(別紙様式第2号-1)を町長へ提出する。

第3 適正な執行の確保

1 交付決定の取消し

次の各号に該当するときは交付決定を取り消す。

- (1) 交付対象者が大学等に合格したにもかかわらず入学しないとき。
- (2) 申請者が転出したとき。
- (3) その他交付金の交付を必要としない理由が生じたとき。

別記2

海外短期留学費補助事業

第1 事業の内容

1 交付対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 北栄町在住で、高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校(1～3学年)に在籍する者。
- (2) 民間団体等が主催する語学留学を目的とした海外派遣プログラムへの参加が決定している者。
- (3) 留学期間が申請年度において原則2週間以上1カ月未満であること。
- (4) 実用英語技能検定準2級以上相当を取得している者。
- (5) 申請者が北栄町に住所を有すること。

2 交付金額

(1) 補助率

対象経費の1／2(千円未満の端数は切り捨て)

(2) 補助額

上限30万円

3 対象経費

申請する年度に支出したもので、次の各号に掲げるものとする。なお、海外体験プログラム等の参加者になるための選考費用(受験料等)など、海外体験が決定する前に生じた費用は対象外とする。

- (1) 国際航空運賃(1往復分)
- (2) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃(1往復分)
- (3) 受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通費(1往復分)
- (4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用

- (5) 査証(ビザ)、旅券(パスポート)取得手続諸費用
- (6) 外国の語学学校等に納付する授業料、施設利用料等
- (7) 海外傷害保険料
- (8) 寄費、ホームステイ先に支払う費用
- (9) その他町において必要と認める経費

※民間団体等によるプログラムに参加して海外留学する場合で、上記(1)～(8)の費用が含まれている場合は、その参加費も対象経費とする。

第2 申請者の手続き

1 交付申請

別に定める日までに北栄町竹歳敏夫奨学育英会海外短期留学費補助金交付申請書(別紙様式第1号-2)を町長へ提出する。

2 実績報告

事業を完了したときは北栄町竹歳敏夫奨学育英会海外短期留学費補助金実績報告書(別紙様式第2号-2)を町長へ提出する。

第3 適正な執行の確保

1 交付決定の取消し

次の各号に該当するときは交付決定を取り消す。

- (1) 留学までに、交付対象者として、ふさわしくない行為があったとき。
- (2) 申請者が転出したとき。
- (3) その他交付金の交付を必要としない理由が生じたとき。

(別紙様式第1号-1)

令和 年 月 日

北栄町長 様

(申請者) 住 所
氏 名
連絡先

年度北栄町竹歳敏夫奨学育英基金大学等入学準備費交付金交付申請書

北栄町竹歳敏夫奨学育英基金教育振興事業交付金交付規則別記1第2の1の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

記

1 交付金申請額 金 円

2 交付対象者調書

(ふりがな) 学生氏名			生年月日	年 月 日	
学生住所	〒				
現所属 (いずれか ○)	国立	高等学校			科 学年
	県立				
	公立				
私立					
		高等専門学校			科 学年
		大学	学部	科 学年	
進学先 (見込み) (いずれか ○)	国立	高等専門学校			科 学年
	県立				
	公立				
私立					
		大学	学部	科 学年	
			大学院	課程	学年

3 添付書類 申請年度に所属する学校の成績が証明できる書類(写し可)

(裏面あり)

4 家庭状況調査

家庭の状況 (同一世帯のもの)	本人との続柄	氏名	年齢	職業・勤務先 (在学学校名・学年)	特記事項	他からの奨学金の貸与月額
家庭の事情	<p>● 交付を希望する理由(該当する番号に○印)</p> <p>(1) 生活保護世帯</p> <p>(2) 生活保護が廃止になったが今なお困窮している</p> <p>(3) 世帯全員が市町村民税非課税または減免を受けている</p> <p>(4) 固定資産税、国民健康保険税の掛け金の減免を受けている (※国民年金保険料免除申請承認通知書の写しを提出)</p> <p>(5) 国民年金の掛け金の減免を受けている(※証拠となる書類の写しを提出)</p> <p>(6) 児童扶養手当を受給している</p> <p>(7) 生活福祉資金による貸付をうけている(※証拠となる書類の写しを提出)</p> <p>(8) 保護者の職業が不安定</p> <p>(9) その他特別な事情により生活が困窮している</p> <p>※上記(2)、(8)、(9)に該当する世帯は、その事情、状況等を具体的に記載すること。内容によっては、証明等の提出を求めることがある。</p>					

承諾書

1. 私(申請者)は、交付事務に必要な、私及び同居者の住民基本台帳、収入・資産・生活状況等を教育委員会が調査することを承諾いたします。

北栄町教育委員会

年 月 日

申請者(保護者)氏名

印

※署名の場合、押印不要

(別紙様式第1号-2)

年 月 日

北栄町長 様

(申請者) 住 所
氏 名
連絡先

年度北栄町竹歳敏夫奨学育英基金海外短期留学費補助金交付申請書

北栄町竹歳敏夫奨学育英基金教育振興事業交付金交付規則別記2第2の1の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 交付対象者 氏 名

生年月日

3 留学先

4 留学期間 年 月 日 ~ 年 月 日

5 添付書類

- (1) 民間団体等が発行する海外体験プログラム等の概要を示す書類の写し
- (2) 交付対象となる経費の額が分かる書類の写し又はその経費の払込書の写し
- (3) 実用英語技能検定準2級以上相当であることを証する書類の写し

6 留学経費調書

費目		金額(円)
補助対象経費	(1) 国際航空運賃(1往復分)	
	(2) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃(1往復分)	
	(3) 受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通費(1往復分)	
	(4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用	
	(5) 査証(ビザ)、旅券(パスポート)取得手続諸費用	
	(6) 外国の語学学校等に納付する授業料、施設利用料等	
	(7) 海外傷害保険料	
	(8) 寄費、ホームステイ先に支払う費用	
	(9) その他町において必要と認める経費	
	プログラム参加費	
小計		
対象外経費		
	小計	
合計		

7 参加理由書

<留学の動機、目的、関心のあること等>

(別紙様式第2号-1)

年 月 日

北栄町長 様

(申請者) 住 所
氏 名
連絡先

年度北栄町竹歳敏夫奨学育英基金大学等入学準備費交付金実績報告書

年 月 日付第 をもって交付決定通知のあった
このことについて、下記のとおり交付金の実績を報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付対象者

3 事業内訳書
(支出明細) (単位:円)

科 目	品目等	数量	金 額	備 考
大学等入学準備 費				
合 計				

4 完了年月日 年 月 日

5 添付資料 大学等へ入学したことがわかる書類(入学許可書等)の写し

(別紙様式第2号-2)

年 月 日

北栄町長 様

(申請者) 住 所
氏 名
連絡先

年度北栄町竹歳敏夫奨学育英基金海外短期留学費補助金実績報告書

年 月 日付第 をもって交付決定通知のあった
このことについて、関係書類を添えて下記のとおり補助金の実績を報告します。

記

1 補助金実績額 金 円

2 交付対象者

3 留学先

4 留学期間 年 月 日 ~ 年 月 日

5 添付書類 留学に係る経費の領収書の写し

6 事業内訳書
(留学経費精算調書)

	費目	金額(円)
補助対象経費	(1) 国際航空運賃(1 往復分)	
	(2) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃(1 往復分)	
	(3) 受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通費(1 往復分)	
	(4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用	
	(5) 査証(ビザ)、旅券(パスポート)取得手続諸費用	
	(6) 外国の語学学校等に納付する授業料、施設利用料等	
	(7) 海外傷害保険料	
	(8) 寄宿、ホームステイ先に支払う費用	
	(9) その他町において必要と認める経費	
	プログラム参加費	
小計		
対象外経費		
	小計	
合計		

※(1)～(8)については、内容と金額が確認できる書類を、プログラム参加費については、その内訳が確認できる書類を添付すること。(写し可)

7 成果報告書

<留学により得たこと、この経験をどういったことに活かしていくか等>

議案第54号

町指定有形文化財の指定について

このことについて、北栄町文化財保護条例第5条の規定により、委員会の同意を
求める。

令和7年10月28日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

1. 前田寛治作品「子供」

令和7年10月28日

北栄町教育委員会
教育長 笠見 隆志 様

北栄町文化財保護委員
委員長 横濱 純一

前田寛治作品「子供」の北栄町指定有形文化財の指定に係る意見具申について

このことについて、文化財保護委員会で協議した結果を、北栄町文化財保護条例第3条第4項の規定に基づき教育委員会に意見具申いたします。

また、北栄町文化財保護条例第5条第1項の規定に基づき、教育委員会定例会の議題として審査する際の資料として提出いたしますので、ご査収いただきますようお願い申し上げます。

記

添付書類

1. 意見具申書
2. 意見書

◆参考◆

北栄町文化財保護条例 抜粋

第3条第4項 保護委員は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う

第5条第1項 教育委員会は、所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得て有形文化財のうち町にとって重要なものを北栄町指定有形文化財(以下「町指定有形文化財」という。)に指定することができる。

意見具申書

以下絵画作品について、北栄町文化財保護条例第2条に規定する北栄町指定有形文化財の指定を受けるにあたる作品だと意見具申いたします。

文化財種別	北栄町指定有形文化財
作品名称	前田寛治作品「子供」
作品評価額	3,000,000 円
作品規格	1930年、板・油彩、25.8×18.1 cm、額装
所有者	北栄町
所蔵場所	北栄みらい伝承館

北栄町文化財保護委員会
委員長 横濱 純一

「前田寛治作品」北栄町指定有形文化財の指定に係る意見書

右上に「K, Maeta」の署名がある本作「子供」は、『前田寛治作品集』(1996年発行)の油彩画作品カタログ(p 241、No.325)、『前田寛治』(1941年発行)の図版(p 44)に収載されており(ともに単色図版)、また前田寛治作品の鑑定をよく行っている東京美術俱楽部鑑定委員会の鑑定書も付いており、前田寛治の作品であることに間違はない。前田寛治が好んだとされる子供をモチーフに、亡くなる1930年の年明けに入院先の病室でイメージの中で短時間に描いた小品で、間もなく開かれた1930年協会第5回洋画展覧会に出品された「子供」15点の一つである(この展覧会には合せて27点を出品)。

小品で習作的ではあるが、自己の画風を確立し全国的に注目を浴び一目置かれた前田寛治の特徴を示す最晩年の作品で貴重である。また、(現時点での調査では)過去の展覧会への出品歴はなく、そういう意味でも貴重で話題性のある作品である。

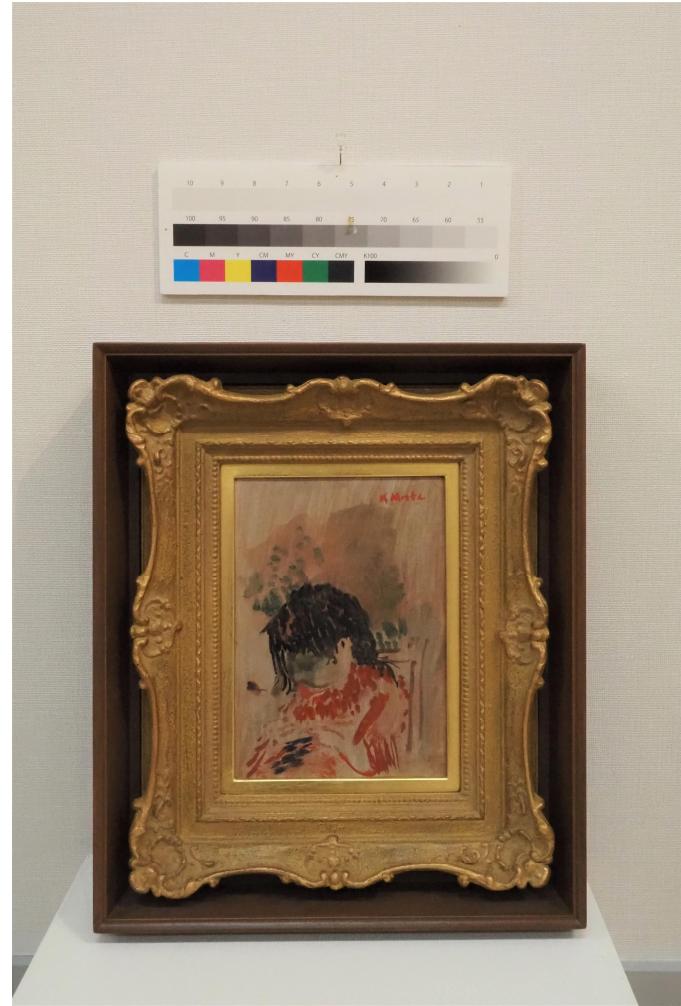
以上のことと加え、現時点で前田寛治の油彩画作品4点がすでに北栄町指定有形文化財の指定を受けていることも加味し、本作品についても、北栄町指定有形文化財として指定されるべきであると考える。

記

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 文化財種別 | 北栄町指定有形文化財 |
| 2 作品名称 | 前田寛治作品「子供」 |
| 3 作品評価額 | 3,000,000円 |
| 4 作品規格 | 1930年、板・油彩、25.8×18.1cm、額装 |
| 5 所有者 | 北栄町 |
| 6 所蔵場所 | 北栄みらい伝承館 |
| 7 作品写真・鑑定書 | 別紙の通り |

別紙

【1930年 前田寛治「子供」】



【鑑定書】



議案第 55 号

町指定文化財の貸出について(所在の変更)

町指定文化財(前田寛治作品)の貸出に際し、下記の貸出期間中は所在の場所を変更するため、北栄町文化財保護条例第 14 条第 1 項の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 10 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

(1) 貸出先 鳥取県立美術館

(2) 貸出期間 令和 7 年 11 月上旬～令和 8 年 1 月上旬
(具体的な日程については協議のうえ決定)

(3) 理 由 展覧会 「令和 7 年度コレクション展 前田寛治とその周辺」
展に出演するため

(4) 備 考 会場 鳥取県立美術館コレクションギャラリー 2
会期 令和 7 年 11 月 26 日(水)～令和 8 年 1 月 12 日(月・祝)

様式第13号(第12条関係)

文化財現状変更等届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

令和7年 10月 28日

届出者 住所 689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1

氏名 北栄町長 手嶋俊樹

文化財の種別、名称及び員数	町指定文化財 絵画 前田寛治 作品「竜巻」1点	
指定年月日及び指定書の番号	昭和61年10月8日 第3号 (北条)	
文化財の所在の場所	北栄みらい伝承館	
所有者等の住所及び氏名又は名称	住 所	鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1
	氏名又は名称	北栄町長 手嶋俊樹
管理責任者があるときは、その住所及び氏名又は名称	住 所	北栄みらい伝承館
	氏名又は名称	館長 渡辺健二
現状変更等を必要とする事由	鳥取県立美術館の展覧会に出展するため	
現状変更等の内容及び実施の方法	梱包の上、展覧会会場へ所在を移す	
現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期	変更後の所在の場所	鳥取県倉吉市駄経寺町 2-3-12
	現状変更等の終了後復すべき所在の場所	北栄みらい伝承館
	上記の時期	令和8年1月中旬
現状変更等の着手及び終了の予定期	着手時期	令和7年11月下旬
	終了の予定期	令和8年1月中旬
現状変更等に係る工事その他の行為をする事務所の所在地、代表者の氏名、工事の名称及び施行者の氏名	事務所の所在地	鳥取県倉吉市駄経寺町 2-3-12
	代表者の氏名	館長 尾崎 信一郎
	工事の名称	
	施行者の氏名	主任学芸員 友岡真秀
その他参考となるべき事項	「令和7年度コレクション展 前田寛治とその周辺」展 に出展	

第202500173675号

令和7年10月14日

北栄町教育委員会

教育長 笠見 隆志 様

鳥取県地域社会振興部美術館

館長 尾崎 信一郎

(公 印 省 略)

「令和7年度コレクション展 前田寛治とその周辺」に係る出品について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび鳥取県立美術館では、別紙企画書のとおり「令和7年度コレクション展 前田寛治とその周辺」を開催します。

当館のコレクションギャラリーにておこなう本展覧会は、郷土ゆかりの洋画家・前田寛治（1896-1930年）の画業を軸として、里見勝蔵や佐伯祐三をはじめとする同時代の画家との切磋琢磨の様相をご紹介するものです。館蔵作品を中心に、県内ミュージアムならびに個人の所蔵家の方のご所蔵作品を交えながら、洋画壇における新たなムーヴメントを興した若き画家たちの情熱溢れる作品を展覧します。

つきましては、本展覧会の趣旨を御理解いただき、下記4に記載の作品を御出陳くださいますようお願いいたします。また、本展広報のための新聞、雑誌、テレビ、Webサイトへの写真掲載、会期中の会場における取材撮影等についても、あわせて御承諾くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

誠にお手数ですが、同封いたしました承諾書に御記入の上、御返送いただければ幸甚です。

記

1 展覧会名

「令和7年度コレクション展 前田寛治とその周辺」展

2 主 催

鳥取県立美術館

3 会場・会期

鳥取県立美術館 コレクションギャラリー2

令和7年11月26日（水）～令和8年1月12日（月・祝）

4 借用をお願いする作品

No.	作者	作品名	技法	サイズ(cm)	制作年
1	前田 寛治	竜巻	油彩、カンヴァス	80.4×117.0	1920

(以上 計 1 点)

5 借用希望期間

令和7年11月下旬～令和8年1月中旬

※具体的な日程につきましては、改めて御相談させていただきます。

6 作品の保全ほか

- ・御出品いただく作品については、借用時から返却時まで当館が一切の責任を負います。
- ・借用の全期間にわたり輸送展示一貫保険を付保し、作品の取り扱いに関しては、借用時、返却時、陳列・撤去時のすべてに当館の学芸員立会いのもと、美術品輸送専門業者の手で行ないます。

7 担当者連絡先

鳥取県立美術館

学芸課 主任学芸員 友岡真秀

住所：〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町2-3-12

電話：0858-24-5441（学芸課直通）

メールアドレス：tomookam@pref.tottori.lg.jp

出品承諾書

令和 年 月 日

鳥取県地域社会振興部美術館
館長 尾崎 信一郎 様

ご住所

ご芳名

印

このたび依頼のありました「令和7年度コレクション展 前田寛治とその周辺」に、下記のとおり作品の出品を承諾します。

記

1 作品名等

No.	作者	作品名	技法	サイズ(cm)	制作年
1	前田 寛治	竜巻	油彩、カンヴァス	80.4×117.0	1921

(以上 計1件〔1点〕)

2 貸借期間 令和7年11月下旬～令和8年1月中旬

※集荷、返却の日程の詳細については、別途、調整。

3 展覧会広報のための新聞、雑誌、Webサイト、テレビなどの媒体での画像掲載をする場合の所蔵者名の記載、その際の表記名

(1) 諾 [表記名・和文：
[表記名・英文：
]

(2) 否

5 会期中の会場における取材撮影、テレビ番組放映のためのVTR録画

(1) 諾 (2) 否

6 その他条件 ()

議案第 56 号

北栄町北条歴史民俗資料館の臨時開館について

北栄町北条歴史民俗資料館を臨時的に開館したいので、北栄町北条歴史民俗資料館管理運営規則第6条第2項の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 10 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

(1) 日にち 令和 7 年 11 月 4 日 (火)
令和 7 年 11 月 10 日 (月)

(2) 理 由 文化回廊期間中に休館日を無くすることで、北栄町美術展などの他の事業とより連携して、多くの方に北栄町の歴史、文化を知っていただく機会とするため。

(3) 備 考 文化回廊メイン期間：11 月 3 日～11 月 15 日
通常休館日は月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)